

○京丹後市電子入札運用基準

平成21年2月27日

告示第32号

改正 平成21年5月12日告示第110号

平成21年12月7日告示第218号

平成27年1月30日告示第15号

平成28年3月1日告示第47号

令和元年11月6日告示第227号

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供の一般競争入札及び指名競争入札を京丹後市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う場合（以下「電子入札」という。）における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び京丹後市契約規則（平成16年京丹後市規則第72号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札事務関係職員 市長が指定し、電子入札における当該案件の電子計算機操作を行う者をいう。
- (2) 提出 電子入札システムに入札参加者が発信する情報が記録されることをいう。
- (3) 通知 入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、入札事務関係職員が発信する情報が記録されることをいう。
- (4) 電子署名 京丹後市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成20年京丹後市規則第9号。以下「情報通信技術利用条例施行規則」という。）第2条第1号に規定する電子署名をいう。
- (5) 電子証明書 情報通信技術利用条例施行規則第2条第2号に規定する電子証明書をいう。
- (6) ICカード 入札参加者の電子証明書を格納したカードで、一般財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステムにおいて使用可能と認めた民間認証局（以下「電子入札コアシステム対応民間認証局」という。）の発行するものをいう。

(運用時間)

第3条 電子入札システムの稼働時間及び受注者向けヘルプデスク（電子入札参加者からの次条第1項に規定する利用者登録、電子入札システムの操作方法等の問い合わせに対し、回答するための窓口をいう。）の開設時間は、原則として京丹後市の休日を定める条例（平成16年京丹後市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く、次の各号に掲げる時間帯とする。

(1) 電子入札システムの稼働時間 午前8時30分から午後8時まで

(2) ヘルプデスク開設時間 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時30分まで

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、一般競争入札の場合においては第7条の規定により入札参加申請書の提出をする前に、指名競争入札の場合においては第10条の規定により入札事務関係職員が指名通知書を電子入札システムへ登録する前に、電子入札システムに電子入札参加に必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。

2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札対象案件)

第5条 電子入札の対象案件は、入札の公告又は指名競争入札の指名通知書において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

(入札の中止等)

第6条 公告日、公示日又は指名通知日以降において、入札の中止を入札事務関係職員から入札参加者に示された案件に対しては、入札手続を行ってはならない。

2 前項の案件に対して提出された書類等は、無効とする。

(入札参加申請)

第7条 入札参加者は、一般競争入札及び公募型指名競争入札（以下「募集型競争入札」という。）の発注案件において、競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「入札参加申請書」という。）に電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札公告等に定める確認資料（公募型指名競争入札においては、技術資料。以下「添付資料」という。）とともに提出をしなければならない。

2 参加申請の取下げは、書面により届け出なければならない。

(添付資料)

第8条 入札参加者は、添付資料を次のいずれかのファイル形式で提出しなければならない。

- (1) doc形式
- (2) docx形式
- (3) xls形式
- (4)xlsx形式
- (5) pdf形式
- (6) jpg形式
- (7) gif形式
- (8) その他入札事務関係職員が特に認めたファイル形式

2 添付資料として提出するファイルは、前項に定めるほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること。
- (2) ファイルの名称が半角70文字を超えないものであること。
- (3) コンピュータウイルス（以下「ウイルス」という。）に感染していないことを確認したものであること。

3 ファイル圧縮を行う場合は、lzh又はzip形式とする。この場合において、自己解凍方式は指定しないものとする。

4 入札参加者は、添付資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、原則としてこれを郵送するものとする。

5 前項の場合のほか、入札参加者は、入札事務関係職員がすべての電子入札による入札参加者に対して郵送を求めた場合は、これに従うものとする。

6 入札参加者が添付資料の郵送を行う場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムの併用は認めない。

7 入札参加者は、添付資料の郵送を行う場合においては、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、電子入札システムにより、添付資料の代替として、資料を郵送する旨の表示、郵送する書類の目録、郵送する書類のページ数及び発送年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。

8 入札参加者から提出された添付資料へのウイルスの感染が判明した場合には、入札事務関係職員は、入札参加者にウイルスに感染している旨の連絡を行い、その再提出の方法について協議するものとする。

(一般競争入札の入札参加資格確認通知書)

第9条 一般競争入札に係る入札参加者の入札参加資格有無の通知は、入札事務関係職員が競争参加資格確認通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(指名競争入札参加者の指名)

第10条 指名競争入札参加者の指名は、入札事務関係職員が指名通知書(指名しない場合は、非指名通知書)を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(入札)

第11条 入札参加者は、電子入札システムの入札書提出締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付し、かつ、入札公告、指名通知書等で指示があった場合には、入札書記載金額の内訳書(以下「内訳書」という。)とともに入札書の提出を行わなければならない。この場合において、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

2 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。

3 入札の辞退は、電子入札システムへの入札辞退届の登録とともに、書面により届け出なければならない。ただし、電子入札システムにおいて入札辞退理由を登録した場合は、書面による入札辞退届の提出は要しないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、施行令第167条の8第4項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による再度入札(以下「再度入札」という。)を行う場合において、当該再度入札を辞退する場合は、書面による入札辞退届の提出は要しないものとする。

5 入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、市長に申告した場合においては、市長は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、市長が短時間の復旧が不可能であると判断したときは、複数の入札参加者が参加不能である状況に限り、市長は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的な停電

(3) インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

(4) その他入札参加者に責めがない障害

6 入札事務関係職員側に障害が発生した場合においては、入札参加者は、入札事務関係職員が適宜の方法で連絡する指示に従うものとする。

7 入札締切の通知は、入札事務関係職員が入札書提出締切日時以後、電子入札システムにおいて入札締切通知書により通知するものとする。

8 入札書提出締切日時を過ぎて入札書が電子入札サーバに未到達であり、かつ、入札参加者が第3項に規定する手続を行っていない場合は、市長は、当該入札参加者が入札に参加しなかったとみなす。

(内訳書)

第12条 入札参加者は、内訳書を次のいずれかのファイル形式で提出しなければならない。

- (1) doc形式
- (2) docx形式
- (3) xls形式
- (4)xlsx形式
- (5) pdf形式
- (6) jpg形式
- (7) gif形式
- (8) その他入札事務関係職員が特に認めたファイル形式

2 内訳書として提出するファイルは、前項に定めるほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること。
- (2) ファイルの名称が半角70文字を超えないものであること。
- (3) ウィルスに感染していないことを確認したものであること。

3 ファイル圧縮を行う場合は、lzh又はzip形式とする。この場合において、自己解凍方式は指定しないものとする。

4 入札参加者は、内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合には、原則としてこれを郵送するものとする。

5 前項の場合のほか、入札参加者は、入札事務関係職員がすべての電子入札による入札参加者に対して郵送を求めた場合は、これに従うものとする。

6 入札参加者が内訳書の郵送を行う場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの併用は認めない。

7 入札参加者は、内訳書の郵送を行う場合においては、内訳書を入れ封印した封筒を別の封筒に入れ、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、電子入札システムにより、内訳書の代替として、資料を郵送する旨の表示、郵送する書類の目録、郵送する書

類のページ数及び発送年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。

8 入札参加者から提出された内訳書へのウィルスの感染が判明した場合には、入札事務関係職員は、入札参加者にウィルスに感染している旨の連絡を行い、その再提出の方法について協議するものとする。

9 入札事務関係職員は、入札期間が満了したとき、内訳書の内容を確認することができるものとする。

10 開札の日時において有効な内訳書を提出していない入札参加者の行った入札は、その者を規則第23条第6号に掲げる者に該当するものとして、無効な入札とする。

(開札)

第13条 開札日は、入札書提出締切日の翌日（翌日が市の休日にあたる場合は、翌開庁日）を標準とするものとする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、入札事務関係職員は、施行令第167条の9（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第14条 再度入札の入札書提出締切日は、初度の入札における開札日の翌日（翌日が市の休日にあたる場合は、翌開庁日）を標準とする。

(落札決定通知)

第15条 落札決定の通知は、入札事務関係職員が落札者決定通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

(公開検証機能における公開基準)

第16条 電子入札システムの公開検証機能における情報の公開については、すべての入札参加者の情報の公開を原則とする。ただし、紙入札者及び指名取消となった入札参加者の情報については、非公開とする。

(入札参加者のICカードの取扱い及び代表者の権限の委任等)

第17条 電子入札を利用することができるICカードは、一般競争入札参加資格確認通知書又は京丹後市入札参加資格等に関する要綱（平成16年京丹後市告示第14号）第4条第1項に規定する入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている代表者（以下「代表者」という。代表者から入札及び見積権限並びに契約権限について年間委任状（様式第1号）により委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる

場合は、当該受任者)のICカードに限る。

- 2 電子入札においては、復代理は認めない。
- 3 第1項の委任の期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。
- 4 入札参加者は、代表者又は受任者に変更が生じた場合には、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更を反映したICカードを取得し、第4条第2項に定める手続を行わなければならない。
- 5 京丹後市特定建設工事共同企業体運用基準（平成19年京丹後市告示第94号）に基づいて結成された特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）における入札可能なICカードは、特定JVの代表会社の代表者のICカードとする。
- 6 特定JVの応札に当たっては、入札及び見積に関するすべての事項の権限について、特定JVの構成会社の代表者から特定JVの代表会社の代表者への個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。
- 7 特定JVの入札に当たっては、市長が特定JVとして認識できるよう、入札参加申請書及び入札書に特定JVの名称を明記するものとする。
- 8 第5項の規定にかかわらず、市長は、特定JVの構成会社の入札及び見積権限について、特定JVの代表会社の代表者から代表者の会社の支店長等への個別委任を認めることができる。
- 9 市長は、募集型競争入札における入札参加者について、当該入札参加申請書及び入札書の代表者又は受任者が入札権限を有するか否かを入札参加資格者名簿により確認する。
- 10 市長は、前項の確認の結果、当該代表者又は受任者が入札の権限を有しないと判断した場合は、入札参加者に適宜の方法でその旨を通知するものとする。この場合において、次に掲げる場合を除き、当該案件への参加を認めないものとする。
 - (1) 入札の権限を有する代表者又は受任者のICカードにより、再度参加申請等を行うとき。
 - (2) 入札の権限を有する代表者又は受任者のICカードがない場合において、書面による入札（以下「紙入札」という。）による参加を申請するとき。
- 11 市長は、入札参加者が次に掲げる方法によりICカードを使用して入札に参加した場合は、当該入札を無効な入札と判断する。
 - (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
 - (2) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加した場合
 - (3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

- (4) その他不正の目的を持ってICカードを使用して入札に参加した場合
(書面による入札承諾の基準)

第18条 市長は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願(様式第2号)が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

- (1) 次に掲げる場合で、ICカード再発行の申請中であるとき。

ア ICカードが電子証明書記載事項の変更等によりその効力を喪失(以下「失効」という。)した場合

イ ICカードの暗証番号誤入力によりその使用が停止(以下「閉塞」という。)された場合

ウ 破損等によりICカードが使用できなくなった場合

- (2) 電子入札の導入を準備している場合で未だその準備が完了していないとき。

- (3) インターネット通信環境が別に定める電子入札システムの推奨条件を満たしていないとき。

- (4) その他入札参加者にやむを得ない事由があると認められるとき。

2 市長は、電子入札の手続開始後、入札書提出締切日時までの間で、入札参加者から紙入札への変更を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

- (1) システム障害により入札書提出締切日時内の手続完了が不可能と予測される時。

- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなった等のやむを得ないと認められる事由により、電子入札の続行が不可能と判断され、かつ全体の入札手続に影響がないと認められるとき。

(紙入札者の電子入札における取扱い)

第19条 前条の規定により市長が紙入札による参加を承諾した入札参加者(以下「紙入札者」という。)は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

2 紙入札者における各種締切日時は、市長への到着日時をもって判断し、電子入札の各種締切日時と同一とする。

3 紙入札者に対して、電子入札システムによる通知は行わない。

4 紙入札者は、入札書及び内訳書を提出するとき、入札書(様式第3号)に必要事項をすべて記入し、封筒に入れ、封印するとともに、内訳書を入札書とは別の封筒に入れ、封印

し、二つの封筒を合封して提出しなければならない。この場合において、郵便書留等の配達の記録が残る方法を用いるとともに、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

- 5 前項の方法に不備のある入札書は、無効とする。ただし、不備の内容がくじ入力番号の全部又は一部の誤脱又は不明のみである場合は、当該入札は有効とし、入札事務関係職員は、当該紙入札者のくじ入力番号を001として電子入札システムに登録する。

(入札参加者の責任)

第20条 電子入札において、入札参加申請書及び入札書は、送信データが電子入札システムに記録された時点で提出されたものとする。

- 2 入札参加者は、入札参加申請書又は入札書の提出後に表示される競争参加資格確認申請書受信確認通知（公募型指名競争入札の場合は、技術資料受信確認通知）又は入札書受信確認通知の画面により、送信データが正常に送信されていることを確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(その他)

第21条 この基準に定めのない事項については、京丹後市競争入札心得、入札公告、指名通知書その他入札条件を示した書面等に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当面の間、入札公告又は指名通知を行った案件において、入札参加者が次の各号に該当するときは、第18条第1項第4号に該当するものとして、紙入札による入札参加を認めるものとする。

(1) 募集型競争入札において、入札公告における紙入札による参加を認める要件を満たしている場合

(2) 指名競争入札において、電子入札に参加できる環境が入札参加者において整備されていないと認められる場合で、かつ、書面で発行する指名通知書において紙入札による入札参加を承諾した場合

- 3 前項第2号に該当したことにより、紙入札による入札参加が認められたものについては、第18条第1項に規定する紙入札方式参加承諾願の提出は、要しないものとする。

附 則（平成21年5月12日告示第110号）

この告示は、平成21年5月14日から施行する。

附 則（平成21年12月7日告示第218号）

この告示は、平成21年12月7日から施行する。

附 則（平成27年1月30日告示第15号）抄
（施行期日）

1 この告示は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日告示第47号）



この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月6日告示第227号）

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

様式第1号(第17条関係)

年 間 委 任 状

		年 月 日
京丹後市長	様	
(委任者)	住 所 商号又は名称 氏名又は名称	 (実印)
私は下記の者を代理人と定め、京丹後市が発注する工事に係る次の権限を委任します。		
記		
(受任者)	郵便番号 住 所 商号又は名称 氏 名 電 話 番 号 F A X 番 号	 (使用印)
(委任事項)	1 入札及び見積に関する一切の権限 2 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限 3 入札保証金の納付及び受領に関する一切の権限 4 契約保証金の納付及び受領に関する一切の権限 5 代金の請求及び受領に関する一切の権限 6 復代理人選定に関する一切の権限	
(委任期間)	年 月 日 から	年 月 日まで

様式第2号(第18条関係)

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事名
- 2 工事番号
- 3 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては、上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所
氏名又は名称



京丹後市長 様

様式第3号(第19条関係)

入 札 書

金 額				
工 事 名				
工 事 番 号				
工 事 場 所				
くじ入力番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3桁のくじ入力番号を記入のこと。)			
<p>設計書、仕様書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承諾の上、上記金額にて入札します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏名又は名称</p> <p>京丹後市長 様</p>				

- 備考 1 入札書は、入札用封筒に入れて提出すること。
- 2 用紙は、A4縦向きを使用すること。
- 3 「くじ入力番号」が記載されていない場合は、「001」として、電子入札システムに登録すること。